



平成24年1月27日

各 位

会 社 名 富士古河E & C株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 文章
(コード：1775、東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 明石 亨
(TEL 044-548-4500)

定年および退職金制度の改定に関するお知らせ

当社は、労使合意の下、定年および退職金制度を改定することとし、2月1日付(予定)で、厚生労働省に対して新たな退職金制度の規約認可申請を行うこととなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 制度改定の目的

当社は、2009年10月の3社(富士電機E & C、古河総合設備、富士電機総設)統合以来、新会社としての一体感の醸成、将来債務の削減、並びに、厚生年金支給年齢の繰り下げと税制適格年金の廃止に対応し従業員の自意識を高めつつ安心感も得られる制度構築のため、検討を重ねてまいりました。

今般、新会社として、2012年4月より定年年齢を満65歳に統一するとともに、退職金制度と満60歳以降の賃金制度を改定・統一することといたしました。

新たな退職金制度につきましては、確定給付企業年金制度と確定拠出企業型年金制度とを組み合わせた制度に移行することとし、今般、当社単独の規約型確定給付企業年金制度につき、厚生労働省へ認可申請を行うものです。

2. 新制度の概要

(1) 導入時期 平成24年4月1日(予定)

(2) 確定給付企業年金制度

総幹事業務委託機関：みずほ信託銀行株式会社

(3) 確定拠出企業型年金制度

運営管理機関：みずほ銀行株式会社

記録関連運営管理機関：日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社

運用関連運営管理機関：確定拠出年金サービス株式会社

資産管理機関：みずほ信託銀行株式会社

3. 業績に与える影響

本改定に伴う、当期の業績への影響は現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

以 上